

「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日決定）
主要な取組
（平成30年12月20日現在）

- 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築 P. 5
 - サイバー犯罪の取締り体制等の強化及び取締りの徹底〈警察庁〉
 - 「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」の改定等〈警察庁〉
 - サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上〈内閣官房・内閣法制局・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省〉
 - 我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化〈内閣官房〉
 - 各府省庁対抗インシデント・ハンドリング競技会(NATIONAL 318(CYBER) EKIDEN) 〈内閣官房・総務省〉
 - 新たな「サイバーセキュリティ戦略」の策定〈内閣官房〉
 - サイバー空間におけるカウンターインテリジェンス機能の強化〈内閣官房〉
 - サイバー情報収集装置の整備等〈防衛省〉
 - コンピュータ・ウイルス対策の推進〈警察庁〉
 - 不正アクセス対策の推進〈警察庁・総務省〉
 - 日本版NCFTAの創設〈警察庁〉
 - 官民によるマルウェア感染防止・駆除の実証実験の実施〈総務省〉
 - 国際連携による研究開発等の推進〈総務省〉
 - 違法情報・有害情報対策の強化〈警察庁・総務省〉
 - 青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進〈内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省〉
 - 通信履歴（ログ）の保存の在り方についての検討〈警察庁・総務省〉
 - スマートフォンの安全利用のための環境整備〈内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・経済産業省〉

- 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策、カウンターインテリジェンス等 . . . P. 8
 - 官民一体となったテロに強い社会の実現〈内閣官房・警察庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉
 - 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策等の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉
 - G7伊勢志摩サミット開催に向けた警備対策の推進〈内閣官房・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉
 - G20大阪サミット開催に向けたセキュリティの推進〈内閣官房・警察庁・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・海上保安庁〉

- 原子力発電所等に対するテロ対策の強化〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉
 - 個人の信頼性確認制度の導入〈原子力規制委員会〉
 - 事業者の核物質防護の充実・向上に関する取組〈原子力規制委員会〉
 - 特定放射性同位元素に対する防護措置（セキュリティ対策）に関する取組〈原子力規制委員会・警察庁〉
 - 国民保護共同訓練の充実強化〈内閣官房・警察庁・消防庁・防衛省〉
 - 空港・港湾の警戒警備の強化〈国土交通省〉
 - 積荷情報を活用した水際取締りの強化〈財務省〉
 - 乗客予約記録（PNR）の取得・活用の強化〈法務省・財務省〉
 - 水際対策の推進〈法務省・公安調査庁・外務省・警察庁・海上保安庁〉
 - 上陸審査時における顔画像照合の実施〈法務省〉
 - FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化〈内閣官房・警察庁・金融庁・総務省・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉
 - 国際テロ情報収集・集約体制等の強化〈内閣官房・警察庁・金融庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・防衛省〉
 - 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化〈内閣官房・警察庁・金融庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・防衛省〉
 - 在外公館における警察アタッシュェ、防衛駐在官及び警備対策官の体制強化〈警察庁・外務省・防衛省〉
 - TRT-2の充実強化〈警察庁・外務省〉
 - カウンターインテリジェンス機能の強化〈内閣官房・内閣法制局・内閣府・宮内庁・公正取引委員会・警察庁・個人情報保護委員会・金融庁・消費者庁・復興庁・総務省・消防庁・法務省・公安審査委員会・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・海上保安庁・環境省・原子力規制委員会・防衛省〉
 - 特定秘密の保護に関する法律の的確な運用の確保〈内閣官房〉
 - 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進〈外務省〉
 - 第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）の日本開催に向けた取組の推進〈法務省・外務省〉
 - 在外邦人保護のための情報発信〈外務省〉
 - 「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の締結〈警察庁・法務省・外務省〉
 - 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉
 - 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・公安調査庁・外務省・文部科学省・海上保安庁・防衛省〉
- 3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 P. 20
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」を踏まえた再犯防止対策の推進〈内閣官房・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・中小企業庁・国土交通省〉
 - 「地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援」〈警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省〉

- 高齢者、障害者、女性、少年、若者等それぞれの特性に応じた指導及び支援の強化〈法務省〉
- 少年非行対策の推進〈警察庁〉
- 検察庁・保護観察所における起訴猶予処分者等に対する社会復帰支援の推進〈法務省〉
- 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化〈法務省〉
- 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進〈法務省〉
- 就労支援の推進〈法務省・厚生労働省〉
- 協力雇用主等に対する支援の推進〈法務省〉
- 保護司制度の基盤強化〈総務省・法務省〉
- 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進〈内閣官房・法務省〉

4 社会を脅かす組織犯罪への対処 P. 23

- 暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進〈警察庁〉
- 復旧・復興事業からの暴力団排除の徹底〈警察庁・復興庁・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省〉
- 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底〈内閣府・経済産業省・国土交通省・環境省〉
- 民間取引等からの暴力団排除の推進〈金融庁〉
- 適格都道府県センターの認定〈警察庁〉
- 薬物乱用防止対策の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉
- 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉
- 銃器対策の推進〈警察庁・法務省・総務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・農林水産省・環境省・外務省〉
- 人身取引対策の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉
- 諸外国との刑事共助条約等の早期締結及び刑事共助等の実施〈警察庁・法務省・外務省〉
- 国際組織犯罪対策の推進〈警察庁・法務省・海上保安庁・外務省〉
- 希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶〈環境省〉
- 文化財の不法な輸出入等の規制等〈文部科学省〉

5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 P. 26

- 子供の性被害防止に係る対策の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省〉
- 児童虐待対策の推進〈厚生労働省〉
- 学校安全教室等の推進〈文部科学省〉
- 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業〈文部科学省〉
- ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進〈内閣府・警察庁〉
- 女性に対する暴力をなくす運動等啓発の実施〈内閣府〉
- 性犯罪被害者等に対する支援〈内閣府〉
- 若年層を対象とした性的な暴力に係る対策の推進〈内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省〉

- いじめ問題への対応の強化〈文部科学省〉
 - 登下校時における子供の安全を確保するための対策の推進〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省〉
 - 生活経済事犯や特殊詐欺に悪用される犯罪インフラ対策の推進〈警察庁〉
 - 模倣品・海賊版対策の強化〈内閣府・外務省・経済産業省〉
 - 悪質商法等に対する厳正な処分の実現〈消費者庁〉
 - 悪質商法等による消費者被害の防止〈消費者庁〉
 - 食品に対する消費者の信頼を揺るがす事犯等への対策の強化〈消費者庁〉
 - 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担による被害者支援の推進〈警察庁〉
 - 性犯罪被害相談電話番号の統一化による被害者支援の推進〈警察庁〉
 - 犯罪被害者等に関する啓発活動等の推進〈警察庁〉
- 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策 P. 30
- 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進〈法務省〉
- 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 P. 31
- 地方警察官の増員等の人的基盤の強化〈警察庁〉
 - 治安関係機関の増員等の人的基盤の強化〈法務省・公安調査庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁〉
 - 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備〈警察庁・海上保安庁〉
 - 重要無線通信妨害対策の推進〈総務省〉
 - 死因究明体制の強化〈内閣府・警察庁・厚生労働省・海上保安庁〉
 - 客観的な証拠収集方法の整備〈警察庁・法務省〉
 - 犯罪の取締りのための情報技術解析体制の強化〈警察庁〉
 - 携帯電話のGPS位置情報に係る捜査の実効性の確保〈警察庁・総務省〉

1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

【サイバー犯罪の取締り体制等の強化及び取締りの徹底】〈警察庁〉

警察庁ではサイバーセキュリティ対策の司令塔機能を強化するため、サイバーセキュリティの確保に向けた各種取組の総括・調整を行う審議官を設置して取組を推進している。また、平成30年上半期のサイバー犯罪の検挙件数は4,183件となった。(1-(1)-②)

【「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」の改定等】〈警察庁〉

警察庁では、平成27年12月、サイバー空間の脅威への対処に係る人的基盤の強化のため、「サイバー空間の脅威への対処に係る人材育成方針」を策定した。また、30年9月、社会情勢の変化を見据えた取組を推進するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた治安対策に万全を期すため、27年9月に制定した「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」を改定・公表した。(1-(1)-②)

【サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上】〈内閣官房・内閣法制局・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省〉

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターにおいては、平成18年度から毎年度、重要インフラサービス障害への対応体制の強化を目的として、重要インフラ事業者及び所管省庁等が参加する分野横断的演習を実施しており、29年度には、参加者数2,647名の下で実施した。

総務省においては、25年度から、国の行政機関、重要インフラ事業者等を対象にした実践的なサイバー防御演習(CYDER)を実施している。28年度には、演習の実施主体を国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)に変更し、地方公共団体等に対象を拡大した。29年4月には、NICTに「ナショナルサイバートレーニングセンター」を設置し、CYDERをはじめ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連組織のセキュリティ担当者を対象とした実践的サイバー演習である「サイバーコロッセオ」や、25歳以下のICT人材を対象とした若手セキュリティイノベーター育成プログラムである「SecHack365」を実施し、総合的にサイバーセキュリティ人材の育成に取り組んでいる。29年度、CYDERは全国47都道府県で全100回の演習を実施し、3,009名が受講した。

外務省においては、G7伊勢志摩サミットにおいて立ち上げたサイバーに関する新たなワーキング・グループ(G7伊勢志摩サイバークラウドグループ(ISCWG))において引き続き議論を主導するとともに、29年8月以降、マレーシア及びシンガポールと共にサイバーセキュリティに関するASEAN地域フォーラム(ARF)会期間会合の共同議長を務め、地域として今後取り組むべき信頼醸成措置等に関する議論をリードした。また、29年度までに、米国、オーストラリア、英国、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、エストニア、ロシア、ウクライナ、韓国、EU、ASEANや、日米韓及び日中韓の3か国の枠組みを含め、14の国・地域との間で協議を実施し、各国との協力・信頼醸成を促進している。(1-(1)-④)

【我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化】〈内閣官房〉

平成26年11月、サイバーセキュリティ基本法の成立を踏まえ、情報セキュリティ政策会議を開催し、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)の法制化や、政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム(GSOC)機能の強化等を主な内容とする「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針」を決定した。また、本取組方針に基づき、基本法が完全施行された27年1月、内閣にサイバーセキュリティ戦略本部を設置するとともに、内閣官房に内閣サイバ

ーセキュリティセンターを設置し、サイバーセキュリティ確保のための体制強化を図った。

28年4月、サイバーセキュリティ基本法を改正し、監査、原因究明調査等の対象を拡大することにより、国の行政機関に加えて、独立行政法人及び特殊法人等も含めたサイバーセキュリティ確保のための体制強化を図った。

30年12月、再度サイバーセキュリティ基本法の改正を行い、国の行政機関、地方公共団体、重要インフラ事業者、サイバー関連事業者及び教育研究機関等官民の多様な主体から構成されるサイバーセキュリティ協議会を創設し、その構成員に対して守秘義務及び情報提供協力義務等を適用することで、官民の連携強化を図り、サイバー攻撃に関する迅速な情報共有を進めていくこととしている。(1-(1)-④)

【各府省庁対抗インシデント・ハンドリング競技会(NATIONAL 318(CYBER) EKIDEN)】〈内閣官房・総務省〉

平成27年から、サイバーセキュリティ月間の取組の一環として、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター及び総務省の共催で、各府省庁対抗インシデント・ハンドリング競技会(NATIONAL 318(CYBER) EKIDEN)を実施し、政府機関におけるサイバー攻撃対処能力の向上を図っている。(1-(1)-④)

【新たな「サイバーセキュリティ戦略」の策定】〈内閣官房〉

平成27年9月に閣議決定されたサイバーセキュリティに関する基本的な計画である「サイバーセキュリティ戦略」は計画期間を3年間としていたため、30年7月、サイバー空間と実空間の一体化の進展を踏まえ、全ての主体が自律的に取り組む「サイバーセキュリティエコシステム」の推進を図ることを盛り込んだ新たな戦略を閣議決定した。

(1-(1)-④)

【サイバー空間におけるカウンターインテリジェンス機能の強化】〈内閣官房〉

政府機関の重要な情報の漏えいを防止するため、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、サイバー空間におけるカウンターインテリジェンスに関する情報の収集・集約・分析に係る取組を強化するとともに、分析結果の共有を図っている。(1-(1)-⑤)

【サイバー情報収集装置の整備等】〈防衛省〉

サイバー空間の脅威が高度化・巧妙化している状況の中、サイバー攻撃の兆候を早期に察知し、未然防止に資するための情報収集装置を整備するとともに、サイバー防護分析装置を換装するなど、防衛省に対するサイバー攻撃への対処を統合的に実施するための取組を推進している。(1-(1)-⑤)

【コンピュータ・ウイルス対策の推進】〈警察庁〉

「不正プログラム対策協議会」の枠組みを利用するなどして、捜査の過程で把握した新たな不正プログラムや不正接続先アドレスをウイルス対策ソフト提供事業者等に提供することにより、ウイルス対策ソフトで不正プログラム等を検知するための措置を促すなど、情報セキュリティ関連事業者との連携を強化し、サイバー犯罪抑止のための取組を推進している。(1-(1)-⑥)

【不正アクセス対策の推進】〈警察庁・総務省〉

平成28年11月、ドイツを中心に関係国の捜査機関等が連携し、インターネットバンキングに係る不正プログラムを利用した不正送金事犯の被疑者を検挙するとともに、同不正プログラムの指令サーバを押収するなどの国際的な取組が実施された。また、ドイツの捜査機関等から提供された情報に基づき、関係機関・団体が連携して、インターネットバンキングの利用者等に対し、同不正プログラムによって窃取されたID・パスワードの変更等を促すとともに、通信事業者等を通じ、国内の同不正プログラムに感染したコンピュータの利用者に対し、同不正プログラムの除去等に関する情報提供を行った。このような取組を通じて、不正アクセスに関し積極的な被害防止対策を推進している。(1-(1)-⑦)

【日本版NCFTAの創設】〈警察庁〉

平成26年11月、産学官のサイバー空間の脅威への対処経験を集約・分析・共有することにより、サイバー空間全体を俯瞰した上で、サイバー空間の脅威の大本を特定、軽減及び無効化し、以後の事案発生防止に資するための活動を行うことを目的とする日本版NCFTAとして、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3)が業務を開始した。

警察においては、同センターの活動に貢献するとともに、同センターにおいて共有された情報を警察活動に迅速・的確に活用することにより、安全・安心なサイバー空間の構築に向けた取組を加速させていくこととしている。(1-(2)-②)

【官民によるマルウェア感染防止・駆除の実証実験の実施】〈総務省〉

平成25年度から29年度までの間、官民連携による国民のマルウェア対策支援プロジェクトである「ACTIVE」(Advanced Cyber Threats response Initiative)を実施し、マルウェアを配布するサイトへのアクセスに対する注意喚起を行う「マルウェア感染防止の取組」や、マルウェア感染端末の利用者からのC&Cサーバ(マルウェア感染端末に命令・制御を行うサーバ)へのアクセスを遮断する「マルウェア被害未然防止の取組」をインターネットサービスプロバイダ(ISP)等と連携して行った。30年度からは、「マルウェア被害未然防止の取組」をISPが引き続き行っている。(1-(2)-③)

【国際連携による研究開発等の推進】〈総務省〉

平成23年度から27年度までの間、サイバー攻撃の予兆を検知し、即応するための技術の研究開発及び実証実験を実施した。また、これを受け、技術協力プロジェクトとして、サイバー攻撃の検知に関するASEAN諸国との技術協力を推進している。(1-(2)-⑤)

【違法情報・有害情報対策の強化】〈警察庁・総務省〉

平成26年度から、インターネット・ホットラインセンターからインターネット上の広告業界に対し、削除依頼に応じない違法情報掲載サイト等の悪質サイトの情報を提供することにより、広告事業者が契約上の規約等に基づいて、自主的に悪質サイトへの広告配信停止等の措置を講じ、悪質サイトの減少を図るといった対策を実施している。

26年度には、事業者団体による、医薬品医療機器等法の改正を踏まえた「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂並びに「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」の成立を踏まえた「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の改訂を支援した。

また、「座間市における事件の再発防止策について」（平成29年12月19日座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議決定）を受け、警察では、30年1月から、自殺誘引等情報に関し、インターネット・ホットラインセンターへの業務委託による削除依頼の実施、民間委託によるモニタリングの強化等の取組を推進している。（1-（3）-①）

【青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進】〈内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省〉

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」に基づき、関係府省庁が協力して、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援等の関連施策を推進している。（1-（3）-③）

【通信履歴（ログ）の保存の在り方についての検討】〈警察庁・総務省〉

警察庁及び総務省において、情報交換・協議を行うとともに、総務省の研究会において、検討を行い、ログの保存が許容される期間を具体的に例示することを内容とする「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の解説の改正を行った。また、これを踏まえ、警察庁及び総務省において、関係事業者への周知を図り、関係事業者における適切な取組を推進するなど、必要な対応を行った。（1-（4）-①）

【スマートフォンの安全利用のための環境整備】〈内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・経済産業省〉

スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ（SPI）（平成24年8月）及びSPIⅡ（25年9月）を踏まえ、アプリケーション等における利用者情報が適切に取り扱われる安全・安心な利用環境の実現を目指すため、25年12月から、有識者から構成されるタスクフォースにおいて、プライバシーポリシーの作成・掲載の推進方法、アプリケーションの第三者検証の技術的課題等について検討し、26年3月、利用者情報の取扱いの現況等に関する調査報告書を取りまとめた（スマートフォン プライバシー アウトルック：SPO）。また、第三者検証については、同年度に小規模フィールドでの実証実験、27年度に大規模フィールドでの実証実験を実施し、それぞれの結果をSPOⅡ及びSPOⅢにて取りまとめ、公表した。さらに、28年度には、26年度及び27年度の実証実験の結果を踏まえ、スマートフォン上の個々のアプリケーションについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みを確立し、実運用に向けた環境を整備するための実証実験を行い、その結果を取りまとめたSPOⅣを29年7月に公表するとともに、実際にSPIに沿って利用者情報を取り扱う際の運用等を踏まえてSPIを改訂し、SPIⅢを公表した。29年度も引き続き、アプリケーション等における利用者情報に係る適切な取扱状況について調査し、その結果を取りまとめたSPOⅤを公表した。（1-（4）-②）

2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策、カウンターインテリジェンス等

【官民一体となったテロに強い社会の実現】〈内閣官房・警察庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉

テロの未然防止を図り、国民の安全を確保するため、関係機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として内閣に設置した「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」や「国際テロ対策幹事会」等の下、情報共有やテロの未然防止対策の推進に努めている。また、平成29年12月、同本部において、ラグビーワールドカップ2019及びオリパラ東京大会の開催を見据えたテロ対策に更に万全を期し、情報収集・集約・分析等の強化、水際対策の強化、ソフトターゲットに対するテロの未然防止等、各種テロ対策を政府が一丸となって強力に推進していくため、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」を決定した。(2-(1)-①)

【2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策等の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉

平成26年10月、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議」の下に「セキュリティ幹事会」を設置し、第1回会合において関係機関を主導するシニア・セキュリティ・コマンダーとして警察庁次長を国際オリンピック委員会に登録することを決定するとともに、テロ対策、サイバーセキュリティ対策の円滑な準備に向けて「テロ対策ワーキングチーム」(28年12月、災害対策等を含めた警備対策に係る検討を推進するため、「テロ等警備対策ワーキングチーム」に改組)、「サイバーセキュリティワーキングチーム」を設置し、オリパラ東京大会のセキュリティ対策に向けた検討を開始した。また、27年8月、「セキュリティ幹事会」において、オリパラ東京大会の安全に関する情報の集約、リスク分析等を行う「セキュリティ情報センター」を、29年7月を目途に警察庁に設置することを決定した(29年7月設置)。さらに、27年11月、オリパラ東京大会のセキュリティの万全と安全安心の確保を含む大会関連施策の方向を示した「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定した。加えて、29年3月、「セキュリティ幹事会」において、政府一体となって各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略(Ver.1)」を決定した。29年12月、「セキュリティ幹事会」において、大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の共有等を担う中核的組織としての「サイバーセキュリティ対処調整センター」を、30年度末を目途に構築し、運用を開始することを決定した。また、同月、「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」において、オリパラ東京大会等の開催を見据えたテロ対策に更に万全を期し、情報収集・集約・分析等の強化、水際対策の強化、ソフトターゲットに対するテロの未然防止等、各種テロ対策を政府が一丸となって強力に推進していくため、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」を決定した。【一部再掲】

警察庁においては、26年1月、オリパラ東京大会の開催に伴う警察措置を的確に行うための諸対策を検討し、その推進を図るため、警備局長を長とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会準備室」(29年7月、警察庁次長を長とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策推進室」に改組)を設置したほか、27年6月、オリパラ東京大会の開催を見据えたテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に取り組むため、警察が重点的に取り組むべき事項を取りまとめた「警察庁国際テロ対策強化要綱」を決定した。また、29年7月、警察庁に「セキュリティ情報センター」を設置し、オリパラ東京大会の安全に関する情報集約、リスク分析等を行うとともに、同センターに外国治安情報機関等との緊密な連携を図る機能を設け、30年9月、国際会議を開催した。さらに、30年4月には、オリパラ東京大会に関する各種対策の部門横断的な総合調整

を図るため、長官官房審議官（東京オリンピック・パラリンピック担当）を設置した。加えて、オリパラ東京大会に向けた情報交換及び関係構築のため、大会開催経験を有するイギリス、ブラジル及び韓国の治安機関等との連携を図っており、2016年リオデジャネイロ大会及び2018年平昌大会にそれぞれ警察職員を派遣した。このほか、国家公安委員会委員長が、29年10月にはイタリアで開催されたG7内務大臣会合に、30年4月にはカナダで開催されたG7安全担当大臣会合に出席し、オリパラ東京大会等を見据え、G7に対し、国際テロ対策に関する協力を求めた。加えて、開催時の警備に万全を期すため、オリパラ東京大会の開催に向けて、競技会場等の現場実査や施設管理者等との協議を継続的に実施している。また、オリパラ東京大会等を見据え、テロ対策等に関する協力関係を構築するため、欧州連合法執行協力庁（Europol）との間で「日本国警察庁と欧州連合法執行協力庁（Europol）との間の協力関係構築に関する実務取決め」を策定した。

消防庁においては、26年4月、開催自治体である東京都や東京消防庁等の関係機関との連携を強化し、テロ対策に万全を期すため、消防庁長官を本部長とする「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等消防庁準備本部」を設置した。また、緊急消防援助隊にNBC災害対策車両・資機材を配備し、その機能拡大を図っており、国民保護法においてテロ等が発生した場合に避難住民の誘導等を行うこととされている消防団についても、25年12月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、加入を促進し、処遇を改善するとともに、装備・訓練を充実強化しているほか、「Jアラート」により緊急情報をリアルタイムで確実に提供できる体制の充実強化に取り組んでいる。さらに、27年3月、オリパラ東京大会等の大規模イベントの開催に向け、消防機関等が今後、取り組むべき課題及び対応策を「大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果」において取りまとめた。加えて、29年11月、大会期間中における円滑な警戒活動を推進することを目的として、消防庁次長を会長、関係都道府県、消防本部及び消防庁等を構成員とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会消防対策協議会」を設置した。

法務省においては、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に関する法務省連絡会議」を設置するとともに、26年1月、入国管理局内に「大会開催準備本部」を設置するなどし、同大会の安全かつ円滑な開催のために必要な事項について検討を進めている。また、入国審査体制の強化に向け、26年度から29年度までに引き続き、30年度において、出入国審査業務の充実、強化等に要する増員及び経費を措置した。さらに、29年6月、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画等の行為についての処罰規定の新設、犯罪収益の前提犯罪の拡大等を内容とする組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の改正がなされ、同年7月に施行されたことにより、同月、我が国は同法等を国内担保法とする国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を締結した。同条約は、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進するための国際的な法的枠組みを創設する条約であり、我が国として、テロを含む組織犯罪対策における国際社会との協力の強化を図っている。

公安調査庁においては、テロ等を未然に防止し、安全かつ円滑な開催に資するため、25年9月、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」を設置するとともに、28年5月に「サイバー関連調査推進本部」（29年9月、「サイバー関連調査推進委員会」に名称変更）を設置し、情報収集・分析の強化を進め、関連情報を関係機関に適時・適切に提供している。また、オリパラ東京大会に向けた関係機関等との情報連絡、関係構築及び邦人等への現地危険情報の提供のため、2016年リオデジャネイロ大会及び2018年平昌大会に公安調査官を派遣した。さらに、27年度から29年度までに引き続き、30年度において、関連動向調査体制の強化に要する増員及び経費を措置した。

財務省においては、26年9月、関税局内に「オリンピック・パラリンピック東京大会対策プロジェクトチーム」を設置し、テロ等関連物質等の国内への密輸入の阻止を目的とした監視取締りの強化を進めている。また、監視取締りに必要な事前情報を拡充するため、これまで活用してきた事前旅客情報（API）に加え、27年7月から、入国旅客の乗客予約記録（PNR）を電子的に取得し、それを分析・活用しており、29年6月、出国旅客のPNRの報告を求める制度を導入した。さらに、29年度において、水際取締体制整備等に要する増員及び経費を措置した。

海上保安庁においては、26年4月、多くの競技会場が臨海部に設置されること及び世界中から観客等が集まり格好のテロの標的となることから、海上におけるテロ対策の重要性を踏まえ、海上警備等の準備作業を的確に推進するため、海上保安庁及び第三管区海上保安本部に「大会準備本部」を設置した。また、オリパラ東京大会に向け、官民一体となった海上防犯・保安対策を検討するため、東京海上保安部が中心となって、28年5月に立ち上げた「東京港海上防犯協議会」において、事業者と海上防犯・保安対策について協議等を行うとともに、事業者を交えた訓練や講習を実施している。また、海上保安庁等関係機関と海事・港湾関係業界団体が一体となって海上・臨海部におけるテロ対策について検討を進めるため設置した「海上・臨海部テロ対策協議会」（29年度、「海上・臨海部テロ対策に関するスタディ・グループ」から発展改組）において、具体的な危険を想定した官民の対応について議論を実施し、30年2月、事業者によるテロ対策の実効性向上のための「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」を策定した。30年度は、31年2月の協議会メンバーを交えた机上訓練実施を目的に、よりオリパラ東京大会に関連付けた検討を行っている。加えて、2016年リオデジャネイロ大会終了後、現地に海上保安庁職員を派遣のうえ、実施したセキュリティ対策に係る調査の結果を踏まえ、海上警備体制の検討を進めている。（2-（1）-①・②、2-（6）-①、4-（5）-①）

【G7伊勢志摩サミット開催に向けた警備対策の推進】〈内閣官房・警察庁・金融庁・総務省・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉

平成27年7月、サミットの安全かつ円滑な実施のために所要の対応を行うため、「伊勢志摩サミット準備会議」の下に「伊勢志摩サミット準備会議警備対策部会」を設置するとともに、同部会の下に、警備対策及びサイバーセキュリティの2つのワーキングチームを設置した。また、同年12月、全ての関係府省庁が緊密に連携を図り、政府一丸となって総合的・一体的な警備対策を実施する目的で「伊勢志摩サミットにおける警備対策の基本方針」を決定した上で、28年2月及び4月、同基本方針に則った関係府省庁の取組状況について確認・共有し、それぞれ「伊勢志摩サミット準備会議」に報告した。さらに、サミット開催に際しては、官邸内危機管理センターに「伊勢志摩サミットに関する情報連絡室」を設置し、来日する主要国首脳・要人の身辺の絶対安全の確保、会議の円滑な運営・進行の確保、テロ等の未然防止対策の徹底を図るとともに、いかなる不測の事態にも対応できるよう万全を期すべく、関係省庁やサミット会場に常駐する関係機関との連絡体制を強化した。

警察庁においては、27年6月、警察庁次長を長とする「伊勢志摩サミット等警備対策委員会」を設置したほか、都道府県警察においては、三重、広島、宮城及び愛知の4県警察がサミット対策課を、その他全ての都道府県警察が警備対策委員会等を、それぞれ設置して体制を確立し、全国警察が一体となって総合的な警備諸対策を強力に推進した。また、サミット警備では全国から三重・愛知両県警察への特別派遣部隊約1万5,000人を含む最大時約2万3,000人を、サミット終了後のオバマ米国大統領の広島訪問に伴う警備では広島県警察への特別派遣部隊約1,900人を含む最大時約

5,600人を、それぞれ動員したほか、その他の関係閣僚会合警備についても、所要の体制を構築した。さらに、各都道府県警察においては、多くの部隊を特別派遣する中、各地のソフトターゲット等における警戒警備を徹底して、テロ等違法行為の発生を完全に防遏するとともに、一般治安の確保にも万全を期した。

総務省においては、サミット及び関係閣僚会合期間中、警察・消防無線、航空無線、放送及び報道等の重要な無線通信に対する混信や電波の妨害に備え、特別監視体制をとることとし、28年3月、本省に重要無線通信妨害総合対策本部を、関係閣僚会合の開催地を管轄する総合通信局に同対策実施本部を設置し、電波監視を強化した。特に、サミットでは東海総合通信局に加え、各総合通信局からの応援体制も確保し、サミット会場、国際メディアセンター、名古屋市及び中部国際空港周辺で特別電波監視体制を確立して対応した。

消防庁においては、27年7月にサミット警戒期間中における円滑な警戒活動の推進を目的として、消防庁次長を長とする「伊勢志摩サミット消防・救急対策委員会」を設置し、警戒に係る各種計画の策定、警戒対象施設における立入検査、事前訓練等を行うなど、消防・救急体制を構築した。また、サミット開催期間中及びその前後は、三重県及び愛知県内外の消防本部からの広域的な応援により、サミット警戒対象施設付近に総員約1,000名、NBC等テロ災害対応資機材を備えた車両を含む消防車両、消防ヘリ等を増強配備するなど、万全の体制でサミットの消防特別警戒を実施した。

公安調査庁においては、27年6月、「2016年主要国首脳会議関連特別調査本部」を設置し、関係機関と連携しながら、サミットの安全かつ円滑な開催に資する情報収集・分析に取り組み、関連情報を関係機関に適時・適切に提供した。

海上保安庁においては、27年6月、サミット及び関係閣僚会合等における万全な海上警備のための準備を推進する目的で、海上保安庁及び首脳会議開催地の周辺海域を管轄する第四管区海上保安本部に海上警備準備本部を設置したほか、関係閣僚会合開催地の周辺海域を管轄する各管区海上保安本部にも同様の準備本部を設置した。また、開催が迫る28年3月、順次、海上警備準備本部を「海上保安庁伊勢志摩サミット等海上警備対策本部」等に改組し、海上警備体制に万全を期した。さらに、サミット等開催期間中は全国から巡視船艇を派遣し、大規模な勢力によりサミット等会場周辺海域における海上警備を実施したほか、全国の臨海部における警戒対象施設の警戒を強化するなどの徹底した全国的なテロ対策の徹底を図った。

こうした取組により、サミットの警備は完遂された。(2-(1)-①・②)

【G20大阪サミット開催に向けたセキュリティの推進】〈内閣官房・警察庁・消防庁・法務省・公安調査庁・外務省・海上保安庁〉

平成30年10月、サミットの安全かつ円滑な実施のために所要の対応を行うため、「G20大阪サミット準備会議」の下に「G20大阪サミット準備会議セキュリティ・ワーキンググループ」を設置するとともに、全ての関係機関が緊密に連携して総合的・一体的なセキュリティ施策を講じることを目的として「G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針」を決定した。

警察庁においては、30年4月、警察庁次長を長とする「G20大阪サミット等警備対策推進室」を設置し、国内外要人の身辺の安全をはじめとするG20大阪サミット等の開催の安全及びその円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るとの方針の下、総合的な警備対策を推進している。

消防庁においては、30年9月にサミット警戒期間中における円滑な警戒活動の推進を目的として、消防庁次長を長とし関係都道府県、関係消防本部等を構成員とする「G20大阪サミット消防・

救急対策委員会」を設置し、警戒に係る各種計画の策定、警戒対象施設における立入検査、事前訓練計画等、消防・救急体制の構築に向けた検討を推進している。

公安調査庁においては、29年8月、「2019年G20サミット情報集約室」を設置し、関係機関と連携しながら、サミットの安全かつ円滑な開催に資する情報収集・分析を推進してきたところ、30年4月、同集約室を「G20大阪サミット関連特別調査本部」に改組し、同取組を一層強化している。

海上保安庁においては、全庁一丸となって準備作業を推進するため、30年4月以降、本庁、第五管区海上保安本部及び関係閣僚会合開催地の周辺海域を管轄する管区海上保安本部に海上警備準備本部等を設置している。関係閣僚会合を含めた全ての会議が滞りなく実施されるよう、必要な態勢、勢力、資機材を整える等準備を進めるとともに、海事関係事業者に対する自主警備の要請等の官民一体となったテロ対策を推進している。（2-(1)-①・②）

【原子力発電所等に対するテロ対策の強化】〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉

警察においては、全国の原子力関連施設に、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、防弾仕様の警備車等を備えた「原発特別警備隊」を配置し、24時間体制での警戒警備を実施している。

海上保安庁においては、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施している。また、「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」において決定した「海上保安体制の強化に関する方針」に基づき、原子力発電所等におけるテロ対処・重要事案対応体制の強化を段階的に進めることとしている。

警察庁及び海上保安庁においては、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会等と連携して、警察庁職員及び海上保安庁職員による原子力関連施設への立入検査を実施し、事業者による防護体制の強化を促進するとともに、自衛隊とも共同で、原子力発電所等における訓練を実施している。

原子力規制委員会においては、原子炉等規制法に基づき、事業者に対し種々の防護措置を求めており、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故以降は、その教訓を踏まえ、建屋の外にある重要な設備等の防護措置を求めるとともに、防護措置を国際的水準に引き上げるため、国際原子力機関（IAEA）の核物質防護に関する勧告文書（INFCIRC/225/Rev5）を踏まえた防護措置の強化を行っている。また、30年3月に「原子力施設情報セキュリティ対策ガイドライン」を策定したほか、同年10月に原子力施設の情報システムに対する脅威を事業者に提示するなど、原子力発電所等のサイバーセキュリティ対策を強化した。（2-(2)-①）

【個人の信頼性確認制度の導入】〈原子力規制委員会〉

個人の信頼性確認制度の導入に関して、「核セキュリティに関する検討会」を開催し、警察等の関係行政機関と連携を取りつつ検討を行い、信頼性確認を行う者の範囲、信頼性確認の項目、具体的にどのような確認を行うのかといった個人の信頼性確認制度の方向性について報告書を取りまとめた。また、これに基づき、平成28年9月、内部脅威対策を更に強化するため、原子力規制委員会規則の一部を改正し、原子力発電所における重要区域への常時立入者等に対する個人の信頼性確認制度を導入し、29年11月に施行した。（2-(2)-①）

【事業者の核物質防護の充実・向上に関する取組】〈原子力規制委員会〉

事業者の幹部職員に対し、近年の国際原子力機関（IAEA）における核セキュリティ文化の醸成に向けた取組状況や関係各国における取組事例等を紹介するとともに、我が国における核物質防護の問題事例について、直接情報提供を行ったほか、幹部職員から取組状況の聴取を行った。また、平

成28年度の核物質防護検査において、重点的に確認する項目のひとつとして、核セキュリティ文化醸成に関する事業者の取組状況について確認及び必要な指導を行った。(2-(2)-①)

【特定放射性同位元素に対する防護措置（セキュリティ対策）に関する取組】〈原子力規制委員会・警察庁〉

放射性同位元素に対する防護措置（セキュリティ）に関して、規制対象、防護措置に係る要件、規制上の枠組み等について検討を行い、平成28年6月に考え方をとりまとめた。また、これに基づき、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく規制の見直しの方向性及び内容について検討を行い、同年11月に取りまとめを行った。その結果を踏まえ、危険性の高い放射性同位元素を扱う事業者に対して、防護措置の実施、「特定放射性同位元素防護規程」の届出及び「特定放射性同位元素防護管理者」の選任を義務付けるとともに、実施状況について国が立入検査により確認する新たな規制の導入を内容とする「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、29年4月に成立した。また、30年11月に関係政令を閣議決定し、31年9月施行予定とした。

警察庁においては、上記法改正を受け、特定放射性元素の防護を目的とする規定等の整備を内容とする、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の改正を実施した。(2-(2)-①)

【国民保護共同訓練の充実強化】〈内閣官房・警察庁・消防庁・防衛省〉

地方公共団体等の対処能力の強化のため、国民保護共同訓練を実施・参画している。平成29年度に28都府県において実施しており、また、30年度中には28都道府県において実施する予定であり、今後とも全都道府県において概ね2年に1回実施することを目指している。(2-(2)-③)

【空港・港湾の警戒警備の強化】〈国土交通省〉

空港においては、空港設置管理者に対して空港の外周フェンス等へのセンサーの設置・増設等による空港警備を強化するよう、航空関係事業者に対して航空保安対策を強化・徹底するよう、それぞれ指示している。また、出発時の航空保安検査に係る旅客の負担を抑え、検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、先進的な保安検査機器の導入を推進している。特に、ボディスキャナーについては、ラグビーワールドカップ2019開催までに全国の主要空港への整備完了を目指し、平成29年度末までに、成田・羽田・関西・中部・新千歳・福岡・那覇等16空港に導入され、30年度には、新たに仙台等14空港に導入される予定である。さらに、空港ターミナルビル一般区域の警戒強化を喫緊の課題ととらえ、その対策の一環として、29年度に、先進的な警備システムの実証実験を行い、導入効果を確認するとともに、その検証結果を公表した。また、30年度には、爆発物等検知システムの実効性を確認するため、実証実験を行い、年度内に実験結果の検証・評価を行う予定である。

国際港湾においては、施設管理者による保安対策が講じられており、国による立入検査を通じ、必要な保安水準を確保している。また、円滑な物流を確保しつつ、制限区域における出入りを管理する「出入管理情報システム」を13港湾55施設に導入しており、更なる導入拡大を図っている。さらに、オリパラ東京大会を見据え、29年3月から、警察や海上保安部等も交えた保安設備の合同点検を実施ししており、引き続き一層の保安強化に取り組んでいる。(2-(3)-①・⑤、2-(1)-②)

【積荷情報を活用した水際取締りの強化】〈財務省〉

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、詳細な情報を電子的に入手している。

航空貨物については、原則として、当該航空貨物を積載した航空機が我が国に到着する3時間前までに、詳細な情報を電子的に入手している。(2-(3)-①)

【乗客予約記録(PNR)の取得・活用の強化】〈法務省・財務省〉

テロリスト等の入国阻止、テロ関連物資等の流入阻止等のため、航空会社から乗客予約記録(PNR)を取得している。また、輸出・港湾関連情報処理システム(NACCS)を経由した電子的なPNRについて、財務省税関では平成27年7月から、法務省入国管理局では28年1月から取得を開始し、ほぼ全ての航空会社からPNRを電子的に取得している。

法務省入国管理局においては、情報収集・分析の中核組織である「出入国管理インテリジェンス・センター」において、PNR等情報の高度な分析を行い、その結果を地方入国管理官署と速やかに共有し、入国審査等に活用している。

財務省税関においては、「情報センターのPIU(パッセンジャー・インフォメーション・ユニット)」において入国旅客の電子的なPNRの一元的管理を行っており、28年11月から、24時間体制で分析・活用等を開始するなど、体制面の強化を行った。また、31年3月には、出入国旅客のPNRの電子的報告を原則化することとしている。(2-(3)-②)

【水際対策の推進】〈法務省・公安調査庁・外務省・警察庁・海上保安庁〉

警察庁においては、外国関係機関との連携等を通じた関連情報の収集・分析の強化、関係機関に対する当該情報の必要な提供を図るとともに、関係機関と連携の上、不審人物の侵入等への警戒監視を実施している。

法務省入国管理局においては、事前旅客情報(API)、乗客予約記録(PNR)、外国人の個人識別情報(指紋及び顔写真)及びICPO紛失・盗難旅券データベースの情報を活用するとともに、外国入国管理当局との情報連携を強化し、厳格な入国審査を実施しているほか、直行通過区域を有する主要空港において同区域におけるパトロール活動を行うとともに、海港においてパトロール及び臨船サーチを実施し、不審者の監視や摘発に努めている。

公安調査庁においては、国内外のテロ関連情報等、我が国法執行機関による水際での取締りに寄与する関連情報の収集・分析体制を強化するとともに、人的情報収集及び外国機関との連携等により得られた情報について、適宜・適切に関係機関に提供している。

在外公館においては、好ましからざる外国人の入国を未然に防止するため、査証審査体制の強化に努めている。2020年度には在中国公館の観光ビザを対象に電子ビザを導入し、ビザシールを廃止することによって、ビザの偽造を防止することとしている。

海上保安庁においては、本邦の港に入港する国際航海船舶から通報される「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS法)に基づく船舶保安情報の内容を精査するとともに、巡視船艇及び航空機による夜間を含む監視警戒や外国からの入港船舶に対する厳格な立入検査を実施することにより、テロの未然防止に努めている。(2-(3)-①・②、6-(1)-①・②)

【上陸審査時における顔画像照合の実施】〈法務省〉

「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」において決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテ

口対策の強化について」に盛り込まれた「顔画像照合機能の活用の強化」を踏まえ、平成28年10月から、テロリスト等の入国を水際で阻止するため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。(2-(3)-①・②)

【FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化】〈内閣官房・警察庁・金融庁・総務省・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉

マネー・ローンダリング等対策に関する国際的な政府間会合（FATF）第三次相互審査で指摘された事項に対応するために、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（改正テロ資金提供処罰法）案」を第183回通常国会へ提出するとともに、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（国際テロリスト財産凍結法）案」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（改正犯罪収益移転防止法）案」を第187回臨時国会へ提出し、平成26年11月に成立した（改正テロ資金提供処罰法は26年12月、国際テロリスト財産凍結法は27年10月、改正犯罪収益移転防止法は28年10月に施行。）ほか、27年9月、犯罪収益移転防止法施行令及び同法施行規則を改正した。

28年3月、仮想通貨交換業者を登録制にするとともにマネー・ローンダリング等対策における顧客管理義務の対象（特定事業者）に追加すること（資金決済法及び犯罪収益移転防止法の改正）等を含む「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を第190回通常国会へ提出、28年5月に成立し、29年4月に施行された。

29年6月、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）」等の改正がなされ、同年7月に施行されたことにより、我が国は、同月、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び腐敗の防止に関する国際連合条約を締結した。

30年2月、金融機関等の実効的な態勢整備を促すために、マネー・ローンダリング等に係るリスク管理の基本的考え方を明らかにする「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表した。

30年4月、カジノ事業者を犯罪収益移転防止法上の特定事業者に追加することなどを含む「特定複合観光施設区域整備法案」を第196回通常国会へ提出し、同年7月に成立した。

30年9月、金融機関等の資産凍結措置に関する遵守態勢整備等に関する具体的な検査項目を詳述した「外国為替検査マニュアル」を発展的に改組し、「外国為替検査ガイドライン」を公表した。同ガイドラインは、外国為替取引の分野において、金融機関等に対し主体的かつ積極的なリスクベース・アプローチに基づく法令等遵守態勢の整備を求めている。

30年11月、法人の実質的支配者を把握することにより法人の透明性を高めるため、改正公証人法施行規則を施行した。(2-(4)-④、4-(2)-②)

【国際テロ情報収集・集約体制等の強化】〈内閣官房・警察庁・金融庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・防衛省〉

官邸を司令塔として、政府が一丸となって情報収集を含む国際テロ対策の強化に関する取組を推進するため、平成27年12月、外務省に「国際テロ情報収集ユニット」、内閣に設置した「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」の下に「国際テロ情報収集・集約幹事会」、内閣官房に「国際テロ情報集約室」を新設するとともに、拠点となる在外公館に国際テロ情勢、現地事情や語学に精通する適任者を配置した。また、28年7月に発生したダッカ襲撃テロ事件等一段と厳しさを増す国際テロ情勢を受け、同年9月、「国際テロ情報収集ユニット」関係要員の約倍増を決定し、その後措置するなど、体制の増強を図っている。このような体制の下、邦人関連テロ事案の発生時に迅速な情報収集が可能となるよう各国治安・情報機関との緊密な関係を構築するとともに、この種の情報

の収集を専門的に行うための環境の整備に取り組んでいるところであり、収集・集約された国際テロ情報は、官邸・政策部門や関係省庁に提供され、情勢判断や政策決定に活用されている。今後とも、関係省庁間の検討に基づき、「国際テロ情報収集ユニット」等の活動の拡大・強化及び関係部局間の連携深化を推進していく。さらに、国際テロ対策等に資する情報の集約強化のため、30年8月、「国際テロ情報集約室」に「国際テロ対策等情報共有センター」を設置した。同センターには、関係11省庁（内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省）の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベースや知見等を活用してテロ関連情報等の迅速な共有・分析を行い、判明事項を官邸・政策部門や関係省庁に提供している。（2-（1）-②、2-（5）-①・③、2-（6）-③）

【情報コミュニティ間における情報共有体制の強化】〈内閣官房・警察庁・金融庁・法務省・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・防衛省〉

平成26年1月、国家安全保障局長を内閣情報会議と合同情報会議の構成員に加えるとともに、29年2月、内閣官房国際テロ情報集約室情報収集統括官を合同情報会議の構成員に加えた。また、30年1月及び7月、定例の内閣情報会議を開催した。（2-（5）-①・③、2-（6）-③）

【在外公館における警察アタッシェ、防衛駐在官及び警備対策官の体制強化】〈警察庁・外務省・防衛省〉

平成26年度から、在外公館における軍や治安・情報機関からの情報収集活動、在外公館警備を強化するため、アフリカや東南アジア地域を始めとする国に警察アタッシェ、防衛駐在官及び警備対策官を新規派遣等している。また、27年度には、シリアでの邦人殺害テロ事件を受け、中東地域における情報収集強化のため、在レバノン防衛駐在官にヨルダンを、在クウェート防衛駐在官にイラクを兼轄させるなどの措置を講じた。さらに、28年度には、防衛駐在官をUAEに新規派遣したほか、ヨルダンについても兼轄ではなく新規派遣とし、中東地域の更なる情報収集体制を強化した。加えて、29年度において、フィリピン及びベトナムに防衛駐在官を追加派遣したほか、警備対策官の増員を措置した。（2-（5）-②）

【TRT-2の充実強化】〈警察庁・外務省〉

警察庁においては、平成26年度から、国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）について、外事特殊事案対策官の新設及びTRT-2の事態対処能力向上のための増員の措置を行ったほか、TRT-2要員全員に対する数次旅券の発給、各都道府県警察の職員から指定された要員を集めた図上訓練、TRT-2の活動に用いる装備資機材の充実のための予算措置、派遣地域の言語や情勢に応じた要員の確保・養成等の取組を推進し、TRT-2の事態対処能力の向上を図っている。（2-（5）-④）

【カウンターインテリジェンス機能の強化】〈内閣官房・内閣法制局・内閣府・宮内庁・公正取引委員会・警察庁・個人情報保護委員会・金融庁・消費者庁・復興庁・総務省・消防庁・法務省・公安審査委員会・公安調査庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・海上保安庁・環境省・原子力規制委員会・防衛省〉

カウンターインテリジェンス機能の強化のため、「カウンターインテリジェンス推進会議」を通じて関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、施策の総合的かつ効果的な推進を図っているほか、内閣官房内閣情報調査室に設置された「カウンターインテリジェンス・センター」において、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を関係行政機関に提供して

いる。(2-(5)-⑤)

【特定秘密の保護に関する法律的確な運用の確保】〈内閣官房〉

平成26年12月に施行された「特定秘密の保護に関する法律」や「特定秘密の保護に関する法律施行令」、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」等に基づき、各府省庁において、特定秘密の保護のための措置が的確に実施されるよう、内閣官房内閣情報調査室が特定秘密の保護に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務を行っている。(2-(5)-⑤)

【国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進】〈外務省〉

国際連合、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)、G7/G8等の多国間枠組みや日ASEAN、ASEAN地域フォーラム(ARF)等の地域フォーラム、二国間のテロ対策協議等を活用し、テロに対抗するための国際的な取組に参加・貢献している。特に、G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」にも鑑みつつ、ODA等を戦略的に活用するなどして、水際対策、情報共有の強化、穏健派育成のための教育支援等、アジアを含む途上国へのテロ及び暴力的過激主義対策支援を積極的に行っており、出入国管理、航空保安及び海上・港湾保安、税関協力、テロ資金対策、化学・生物・放射性物質・核(CBRN)テロ対策等幅広い分野で、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与等の各種支援を実施している。平成30年3月には東京にてGCTF調整委員会会合を開催し、アジアにおけるテロ情勢を共有するとともに同地域の支援について各国に協力を呼びかけた。また、29年12月及び30年6月には、アジア地域から刑事司法・治安関係者を招へいの上、同地域における法執行機関の能力強化に関する東京会合を実施し、各国のテロ対策に係る課題を共有するとともに、我が国のテロ対策に係る施策の共有を行った。(2-(6)-①)

【【第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)の日本開催に向けた取組の推進】〈法務省・外務省〉

国際連合犯罪防止刑事司法会議(kongress)は、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国際連合最大規模の国際会議であり、平成29年8月、我が国は2020年4月に開催予定の第14回kongressの開催地を京都とすることにつき、閣議了解した(kongress)。オリパラ東京大会に先立って開催される京都kongressでは、全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」の下で、テロや新興犯罪を含むあらゆる形態の犯罪を防止し、対処するための国際協力及び技術支援等について議論することとなっている。

法務省及び外務省においては、警察庁との「関係省庁連絡会議」の設置を始め、関係機関と連携し、京都kongressにおいて、我が国のたゆまぬ努力の結実としての国家の成熟や法の支配の浸透を世界に発信するため、開催に向けた準備を着実に進めている。(2-(6)-①)

【在外邦人保護のための情報発信】〈外務省〉

平成27年5月、シリアにおける邦人殺害テロ事件等を受け、「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」を策定した。また、同提言等を踏まえ、治安・テロ情勢や安全対策に関する官民間の双方向での情報共有及び危機管理意識の醸成等を図るため、外務本省における「海外安全官民協力会議」及び「外務省・トラベルエージェンシー連絡会」や在外公館における「安全対策連絡協議会」、国内外における海外安全対策に係るセミナーをより一層積極的に開催するなど、民間企業等との連携強化及び情報発信に努めている。

28年7月に発生したダッカ襲撃テロ事件を受け、同年8月、同提言を点検し、更に強化すべき方策を示した報告書を策定するとともに、これに基づき、より一層の安全対策強化に取り組んでいる。具体的には、同年9月、日本企業の海外展開に関係する29の組織・機関が参加する「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」を立ち上げ、同ネットワークを通し中堅・中小企業を含めた幅広い企業関係者に対し、安全対策に関する取組や危険情報を効率的に共有している。また、国民に適時・適切かつ効果的な情報伝達を行うため、人気劇画「ゴルゴ13」を活用した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を作成し、単行本を全国で配布しているほか、同マニュアルの動画版を作成し同ホームページに掲載した。さらに、外務省海外安全ホームページで提供する海外安全情報を見やすくより分かりやすい内容にする、同ホームページをスマートフォンに対応させる、海外安全情報メール配信サービス「たびレジ」の周知活動の強化や登録手続の簡素化を行うなどしている。加えて、上記ゴルゴ・マニュアルを始めとする様々なマニュアル・パンフレット等を作成し、ホームページでの掲載や配布等を通じて、在外邦人の安全対策の一層の強化に努めている。

国際協力事業関係者については、28年8月に発表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」に基づき、(1) 脅威情報の収集・分析・共有の強化、(2) 事業関係者及びNGOの行動規範、(3) ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、(4) 危機発生後の対応、(5) 外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方についての安全対策を着実に実施している。(2-(6)-③)

【「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の締結】〈警察庁・法務省・外務省〉

平成26年2月、査証免除制度の下で安全な国際的渡航を一層容易にしつつ、両国国民の安全を強化するため、「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名するとともに、第186回通常国会へ提出し、同年6月、締結について承認を得た。また、同協定を実施するための「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案」を同国会へ提出し、同年5月に成立した。なお、30年12月、両国政府がこの協定の効力発生に必要な内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換したことから、31年1月から同協定が発効され、同法も施行される予定である。(2-(6)-④、4-(5)-④)

【大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化】〈内閣官房・警察庁・公安調査庁・外務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・原子力規制委員会・防衛省〉

平成28年3月31日・4月1日、安倍総理は米国（ワシントン）において行われた「核セキュリティ・サミット」（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国を含む53か国3機関が出席）に出席し、核物質の最小化と適正管理や国内管理体制の強化を始めとする我が国の核テロ対策に関する各種取組及びコミットメントを表明した。また、同年5月、「核物質の防護に関する条約の改正」が発効した。

「核セキュリティ・サミット」において、今後、IAEAが国際的な核セキュリティの取組に関して中心的役割を果たすことが確認されたことを受け、28年12月、ウィーン（オーストリア）において、IAEAの主催により「核セキュリティに関する国際会議」が開催され、130か国及び17国際機関・団体から2,000人以上が参加した。日本からは、外務副大臣が出席し、核物質の最小化や適正管理の取組の継続、核セキュリティ分野の人材育成の継続を表明するとともに、IAEA事務局長との間で、東京オリパラ大会に向け、日本とIAEAが核テロ対策において協力することで一致したことを発表し、30

年2月、「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に署名した。また、29年6月、東京において、核テロ対策国際会議（核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）全体会合）が我が国の主催により開催され、共同議長国である米国及びロシアを始め、74か国・4国際機関から、約220人の政府高官らが参加した。会議では共同議長声明が発出され、GICNTのこれまでの2年間の活動を踏まえつつ、引き続き能力構築に関する協力を戦略的に実施することや、核セキュリティへの地域的アプローチを促進することなど、今後の活動方針が確認された。

30年7月、横須賀市等において、PSI（拡散に対する安全保障構想）海上阻止訓練「Pacific Shield 18」が我が国の主催により開催され、訓練参加国としてオーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール、米国がアセットや人員を派遣したほか、インド太平洋地域等から19か国がオブザーバーとして参加した。同訓練では、洋上及び港湾における阻止訓練や机上訓練等を実施し、大量破壊兵器等の拡散阻止に係る参加各国及び関係機関の連携強化を図るとともに、国際社会の強い意思を示した。（2-（6）-①、2-（7）-①）

【拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・公安調査庁・外務省・文部科学省・海上保安庁・防衛省〉

全閣僚から構成される「拉致問題対策本部」において、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進しており、引き続き、拉致問題解決のため、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しに向けて、全力を尽くしていく。（2-（8）-①・②・③・④）

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

【「再犯の防止等の推進に関する法律」を踏まえた再犯防止対策の推進】〈内閣官房・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・中小企業庁・国土交通省〉

平成28年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府として初めてとなる「再犯防止推進計画」を策定し、29年12月に閣議決定した。同計画においては、同法に掲げられた基本理念を基に5つの基本方針を設定し、就労・住居の確保を始めとした7つの重点課題について115の施策を盛り込んでおり、30年度は、同計画に基づき各種施策を推進している。（3-（1）-①～⑦、3-（2）-①～③、3-（3）-①～④、3-（4）-①、3-（5）-①・②、3-（6）-①・②）

【地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援】〈警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省〉

「再犯の防止等の推進に関する法律」において、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があること等が明記された。これを受け、「再犯防止推進計画」の重点課題の一つである「地方公共団体との連携強化等のための取組」を推進するため、平成30年度から、地方公共団体における再犯防止の取組を支援し、そこで得られた知見を全国に展開することを目的とした「地域再犯防止推進モデル事業」を開始した。現在、多くの地方公共団体に対して事業の委託を決定し、順次事業が開始されている。（3-（1）-①～⑦、3-（2）-①～③、3-（3）-①～④、3-（4）-①、3-（5）

【高齢者、障害者、女性、少年、若者等それぞれの特性に応じた指導及び支援の強化】〈法務省〉

矯正施設において、入所中から福祉の支援が必要な者の選定及びその者のニーズの把握を行い、福祉の申請手続等の援助を行うため、社会福祉士、精神保健福祉士等を配置し、支援が必要な者が社会生活に適応するための働き掛けを行っているほか、地域生活定着支援センター等との積極的な連携により、高齢又は障害により特に自立が困難な者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等を、各矯正施設及び保護観察所において実施している。

平成26年度から、女子刑務所3庁において、地域の外部専門家等と連携して女子受刑者処遇の充実を図る体制を整備し、30年度までに対象となる全10庁に拡大した。また、29年度から、認知症傾向のある受刑者を始めとする高齢受刑者の処遇の充実を図るため、男子刑務所2庁においても同様の取組を開始している。

26年度から、刑事施設4庁において、出所後の社会福祉への円滑な移行等を目的として社会復帰支援指導プログラムの策定・試行を行い、28年度には4庁から6庁に拡大した。また、29年度からは、全国的に展開している。(3-(1)-①・③・④)

【少年非行対策の推進】〈警察庁〉

少年の健全な育成を図るためには、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化が必要であるため、少年警察ボランティア、関係機関・団体等と連携して、非行少年を生まない社会づくりを推進している。(3-(1)-②)

【検察庁・保護観察所における起訴猶予処分者等に対する社会復帰支援の推進】〈法務省〉

起訴猶予処分等が見込まれる者について、処分前に社会復帰のための環境を整えるべく、保護観察所、地方公共団体、民間団体等の関係機関と積極的に連携しながら、被疑者等の生活環境の調整等を行うという入口支援の取組を検察庁において実施している。特に、検察庁と保護観察所との連携においては、「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」を全国的に実施し、事前に更生保護施設等の住居を調整した上で、起訴猶予処分後に保護観察所が重点的かつ継続的に生活指導等を行い、福祉サービスや就労等につなげる取組を行っている。

また、平成30年度からは、起訴猶予処分等となった高齢者、障害者等に対して福祉的支援等を行う「特別支援ユニット」を一部の保護観察所に設置し、当該保護観察所において、入口支援の取組を実施している。(3-(1)-③、3-(2)-①、②)

【薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化】〈法務省・厚生労働省〉

平成25年度から、法務大臣が指定した更生保護施設において、薬物依存からの回復のための重点的な処遇を実施する専門スタッフを配置し、28年度までに、配置施設を25施設に拡大した。

26年度から、刑事施設における薬物依存離脱指導等の充実に向け、刑事施設において専門スタッフの配置時間を拡大するとともに、少年院の重点指導施設を4庁から8庁に拡大し、うち4庁に新たに法務技官(心理専門職)を配置した。また、27年度には、少年院の重点指導施設を8庁から11庁に拡大するとともに、法務技官(心理専門職)の配置を4庁から6庁に拡大したほか、28年度には、刑事施設における薬物依存離脱指導のより一層の充実を図るため、認知行動療法的手法を取り入れた指導内容に改訂し、更生保護官署との情報連携を強化した。さらに、29年度には、刑事施設において専門スタッフの配置時間を更に拡大し、指導の体制を一層充実させるとともに、刑事施

設・更生保護官署の実務担当者を対象とした合同研修を開催し、施設内処遇と社会内処遇の連携を図ったほか、薬物事犯者を多く収容している女子少年院等の教官のスキルアップに資する研修を実施している。

27年11月、法務省及び厚生労働省の共同により、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、28年4月から実施している。また、刑の一部の執行猶予制度が施行された同年6月から、保護観察所における薬物再乱用防止プログラムについて、その内容を充実させるとともに、特別遵守事項として義務付けて実施する対象を拡大した。さらに、29年度は12庁、30年度には5庁の保護観察所に薬物処遇担当の統括保護観察官を新設し、薬物事犯者に対する処遇体制を強化した。また、30年度から、28年度に改訂した刑事施設における薬物依存離脱指導の内容について効果検証のための調査を実施している。（3-（1）-⑤）

【行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進】〈法務省〉

平成27年度及び28年度に引き続き、29年度には、行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れ促進を図った。（3-（2）-①）

【就労支援の推進】〈法務省・厚生労働省〉

平成27年度には、刑事施設において、就労支援スタッフの勤務回数を増加させ、刑事施設5庁において、公共職業安定所の相談員を駐在させる取組をモデル的に開始し、社会及び雇用者のニーズに応じた職業訓練の導入、拡充等を行い、少年院においては、就労支援スタッフの配置拡大を行った。また、法務省と厚生労働省が連携して「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施しているほか、法務省においては、矯正施設在所中からの就職活動支援及び協力雇用主の拡充を行う「更生保護就労支援事業」を26年度から本格的に実施するとともに、刑務所出所者等の就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームの開拓及び連携確保を行っている。さらに、28年度には、刑事施設における就労支援スタッフの勤務回数を更に増加させ、公共職業安定所の相談員の駐在施設を12庁に拡大するとともに、職業訓練に関して、CAD技術科、介護福祉科職業訓練等を拡充したほか、受刑者等の就労支援に関する情報を一括管理し、広域的な就労支援等を行う矯正就労支援情報センターを設置した。29年度には、就労支援スタッフの勤務回数を更に増加させ、公共職業安定所の相談員の駐在施設を25庁に拡大するとともに、職業訓練に関して、介護福祉科の内容の見直し及び拡充を行い、ビジネススキル科についても拡充した。30年度には、就労支援スタッフの勤務回数を更に増加させるとともに、職業訓練に関して、建設機械科（大型特殊機械課程）等4種目を拡充したほか、新たに就労マッチングを図るため、職場体験制度を導入した。さらに、同年度、公共職業安定所の相談員の駐在施設を28庁に拡大した。（3-（2）-②）

【協力雇用主等に対する支援の推進】〈法務省〉

平成27年度から、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な指導等を行う協力雇用主に対して奨励金を支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を実施している。また、法務省が行う一部の施設整備における競争入札（総合評価落札方式）に関し、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対してポイントを加算する措置を導入し、地方公共団体に対しても、同様の措置の導入について働き掛けを行っている。（3-（2）-③）

【保護司制度の基盤強化】〈総務省・法務省〉

地域社会において再犯防止のために保護司が行っている処遇や犯罪予防活動、地域支援ネットワ

一々の構築、広報啓発活動等を支援し、保護司の負担感を軽減するとともに、保護司を安定的に確保するため、保護司活動の拠点である「更生保護サポートセンター」を、「再犯防止推進計画」も踏まえて平成30年度には301か所増設し、同年度において、全国計802か所で運営するための経費を措置した。また、26年6月及び27年11月、保護司活動について地方公共団体からの一層の理解・協力を得るため、各都道府県知事及び各市区町村長に対し、総務省地域力創造審議官と法務省保護局長の連名による依頼文書を発出した。（3-4-①）

【再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進】〈内閣官房・法務省〉

平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会に向けて国民とともに取り組むべく、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」を決定した。また、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、「再犯の防止等の推進に関する法律」第6条において、毎年7月が再犯防止啓発月間と定められたことや、「再犯防止推進計画」の重点課題の一つとして、広報・啓発活動の推進等を掲げたことを受け、同月間中を中心として広報・啓発活動を積極的に推進している。（3-6-②）

4 社会を脅かす組織犯罪への対処

【暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進】〈警察庁〉

平成27年8月、六代目山口組が分裂して神戸山口組が結成され、その後、両団体が対立抗争に至ったことから、28年3月、警察庁及び関係都道府県警察に集中取締本部を設置するとともに、同年4月、神戸山口組を指定暴力団に指定して、両団体に関する情報収集、取締り、警戒活動等を推進している。また、六代目山口組と神戸山口組が依然として対立抗争状態にある中で、29年4月末に神戸山口組傘下組織の一部が任侠団体山口組（その後、任侠山口組と改称。）の結成を表明し、神戸山口組が内部対立の状況となっていたところ、30年3月、任侠山口組を指定暴力団に指定して、これらの団体に対する警戒及び取締りの更なる強化を図り、市民の安全確保及び対立抗争等の封圧に努めている。

29年11月、各都道府県警察に対して通達を発出し、準暴力団に関する実態解明の徹底及び取締りの強化を推進している。（4-1-②）

【復旧・復興事業からの暴力団排除の徹底】〈警察庁・復興庁・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省〉

東日本大震災からの復旧・復興事業から暴力団を排除するため、平成26年3月までに、岩手県、宮城県及び福島県の被災3県において、県又は市町村単位で各県警察等を事務局とした暴力団排除のための協議会を設立し、関係機関との連携を図っている。（4-1-④）

【各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底】〈内閣府・経済産業省・国土交通省〉

「建設業法等の一部を改正する法律」により、建設業許可等に係る暴力団排除条項が整備され、受注者が暴力団員等と判明した場合の公共発注者から許可行政庁への通報が義務付けられるとともに、「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」により、宅地建物取引業免許等に係る暴力団排除条項が整備され、いずれも平成27年4月に施行された。また、「第5次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）」により、採石業者及び砂利採取業者の登録拒否の要件等に暴力団員等が追加され、同年12月に施行された。

環境省においては、産業廃棄物処理業からの暴力団排除を徹底するため、産業廃棄物の処理業者及び行政担当者を対象とした、民暴対策担当弁護士及び警察庁担当官による講習会を21年度から開催しており、30年度は全国で3回実施する予定である。（4-（1）-④）

【民間取引等からの暴力団排除の推進】〈金融庁〉

金融庁においては、平成26年6月に改正を行った監督指針等に基づき、金融機関に対して、グループ内や業界団体間での反社データベースの共有、暴力団排除条項の導入の徹底や適切な事前審査の実施（入口）、事後チェックと内部管理（中間管理）、反社会的勢力との取引解消（出口）に係る態勢整備を求めるなど、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組を推進している。（4-（1）-⑤）

【適格都道府県センターの認定】〈警察庁〉

平成24年の暴力団対策法の改正により、国家公安委員会から適格都道府県センターとして認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、事務所の使用等の差止めを請求できる制度が導入された。また、26年7月までに全ての都道府県暴力追放運動推進センターが認定を受け、六代目山口組の分裂に伴う対立抗争への対応として、認定を受けたセンターの名で事務所使用差止めを求める仮処分命令の申立てを行うなど、差止請求関係業務を推進している。（4-（1）-⑥）

【薬物乱用防止対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉

平成25年8月の「薬物乱用対策推進会議」において策定した「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、啓発強化による薬物乱用の未然防止、再乱用防止の徹底、取締りの徹底及び監視指導の強化、水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進等に取り組んできた。

30年8月には「薬物乱用対策推進会議」において「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定した。同戦略は、「国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策の強化」、「未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応の強化」及び「関係機関との連携を通じた乱用防止対策の強化」の3つの視点から「第四次薬物乱用防止五か年戦略」を横断的に強化したものであり、同戦略に基づき一層の薬物乱用対策を推進している。（4-（3）-①）

【危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉

「薬物乱用対策推進会議」において策定した「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に基づき、危険ドラッグの実態把握の徹底と啓発強化、指定薬物の迅速な指定と取締りの徹底を行ったほか、危険ドラッグ販売店舗等に対する検査命令、販売等停止命令を行い、流通規制を推進した。その結果、平成26年3月時点で全国に215店舗存在した危険ドラッグ街頭店舗について、27年7月までに全ての閉鎖を確認した。

26年11月に医薬品医療機器等法を改正し、検査命令物品を告示して、その販売等を広域的に禁止するとともに、危険ドラッグ販売サイトについてプロバイダ業者に削除要請を行うなど、容易に危険ドラッグを入手できる機会の減少に努めているほか、検査命令等の対象を「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」に拡大し、輸入された危険ドラッグに対しても検査命令を実施するなど、関係機関が連携して水際対策を推進している。また、同年度に

は、事業者団体による、医薬品医療機器等法の改正を踏まえた「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂を支援した。

27年4月から、医薬品医療機器等法上、輸入が認められていない指定薬物の不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加された指定薬物について、厳格な水際取締りを実施している。

30年8月から、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」については「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に包含されることとなり、引き続き危険ドラッグ対策の推進を図っている。(4-3-③)

【銃器対策の推進】〈警察庁・法務省・総務省・財務省・経済産業省・海上保安庁・農林水産省・環境省・外務省〉

「銃器対策推進会議」において策定した「平成30年度銃器対策推進計画」に基づき、国内に潜在する銃器の摘発、銃器摘発体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化、銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理、水際対策の的確な推進、国際協力の推進、国民の理解と協力の確保等諸対策を推進している。(4-4-①~⑤)

【人身取引対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉

「犯罪対策閣僚会議」において策定した「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。また、30年5月、「人身取引対策推進会議」を開催し、同行動計画に基づき作成された年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定した。さらに、29年6月、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の改正がなされ、同年7月に施行されたことにより、同月、我が国は、人身取引を防止し、これと戦うための協力を促進するため、国際的な法的枠組みを構築することを目的とする「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を締結し、これらに基づく国際協力を一層推進している。(4-5-②)

【諸外国との刑事共助条約等の早期締結及び刑事共助等の実施】〈警察庁・法務省・外務省〉

我が国は、「刑を言い渡された者の移送に関する条約」及びタイとの受刑者移送条約を締結済みであり、平成26年1月に署名された「刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約」は、28年2月に発効した。また、27年1月に署名された「刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約」は、28年8月に発効した。さらに、中国との間の受刑者移送条約については、30年11月に締結交渉第5回会合を実施した。

我が国は、これまで米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間でそれぞれ刑事共助条約又は刑事共助協定を締結しているほか、多数国間条約として「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」等を締結しており、これら条約等に基づいて刑事共助を実施している。また、我が国は、これまで米国及び韓国との間で犯罪人引渡条約を締結し、これらの条約に基づいて相互に犯罪人引渡しを実施している。さらに、中国との間では30年11月に犯罪人引渡条約の締結交渉第6回会合を実施した。(4-5-⑤・⑥)

【国際組織犯罪対策の推進】〈警察庁・法務省・海上保安庁・外務省〉

海上保安庁においては、国際連携を強化し、国際組織犯罪対策を推進するため、アジア圏内の薬物取締機関及び海上保安機関との薬物情勢や取締体制の現状に係る情報交換を定期的実施しているほか、平成29年9月、日本、ロシア、韓国、カナダ、アメリカ及び中国の6か国の海上保安機関が参加する「北太平洋海上保安フォーラム長官級会合」に参加し、北太平洋地域における海外取締機関との連携を図っている。（4－(5)－⑦）

【希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶】〈環境省〉

平成30年6月、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の改正法を施行し、希少野生動植物種の取引に関する規制強化をはかった。また、取引監視に関わる環境省職員を増員し、監視体制を強化するとともに、引き続き関係省庁等と連携し、違法取引等に関わる捜査協力や情報交換、適切な取引に関する普及啓発等を行っている。（4－(6)－⑥）

【文化財の不法な輸出入等の規制等】〈文部科学省〉

平成23年から行っている取組に引き続き、30年3月、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」に基づき、文化財の不法な輸入・輸出及び所有権移転の防止に関する国民の理解を深めるため、空港利用者等向けに、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」や同法の内容を解説したリーフレットを一部の税関に配付し、啓発を図った。（4－(6)－⑦）

5 活力ある社会を支える安全・安心の確保

【子供の性被害防止に係る対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省〉

「犯罪対策閣僚会議」において策定した「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づき、子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開、国際社会との連携の強化、児童が性被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援、児童に対する加害行為に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策、被害児童の迅速な保護及び適切な支援、被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生、児童が性被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化等を推進している。（5－(1)－①・②・④・⑨）

【児童虐待対策の推進】〈厚生労働省〉

平成27年7月から、児童相談所全国共通ダイヤルについて、虐待を受けたと思われる子供を見つけた時等に、ためらわずに児童相談所に通告・相談できるよう、これまでの10桁番号から3桁番号「189」に変更し、運用している。また、28年4月から音声ガイダンスの内容を見直し、児童相談所につながるまでの平均時間を短縮したほか、30年2月から郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応するコールセンター方式を導入するなど、発信者の利便性の向上に努めている。

28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、全ての児童が健全に育成されるよう、児童福祉法の理念の明確化とともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等の措置を講ずるとともに、29年6月に成立した「児童福祉法及び児童虐待の

防止等に関する法律の一部を改正する法律」において、児童等の保護についての司法関与の強化等を行った。

子供が亡くなる痛ましい事件が2度と繰り返されないよう、30年7月、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定した。緊急総合対策では、「緊急に実施する重点対策」として、① 子供の安全確認ができない場合の立入調査の実施や児童相談所と警察の情報共有ルールの明確化など全ての子供を守るためのルールの徹底、② 児童相談所や市町村の体制・専門性強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定を行うこととされたほか、「児童虐待防止のための総合対策」として、相談窓口の周知等の児童虐待の早期発見・早期対応、適切な一時保護の実施、適切な司法関与の実施、保護された子供の受け皿確保等を講じることとしている。

これを受け、2019年度から2022年度までの4年間で、現場における児童虐待防止対策を抜本的に強化するため、児童相談所の児童福祉司を2017年度の約3,240人から2,020人増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することなどを盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を30年12月開催の「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」において決定した。（5-（1）-③）

【学校安全教室等の推進】〈文部科学省〉

各都道府県において防犯教室の講師を担うなど、学校安全について指導的な役割を果たしている教職員や都道府県教育委員会の指導主事を対象とした学校安全に関する講習会の開催を支援しているほか、学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、防犯を含む学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援する。（5-（1）-④・⑧・⑨）

【地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業】〈文部科学省〉

学校安全ボランティアを活用し、地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制を整備するため、警察官OB等から成るスクールガード・リーダーによる学校安全ボランティアに対する警備ポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成、各地域における子供の見守り活動に対する支援等を推進している。（5-（1）-④・⑧・⑨）

【ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進】〈内閣府・警察庁〉

警察においては、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等を始めとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に的確に対処するため、警視庁及び各道府県警察本部において、所要の体制を構築し、的確な対応の徹底を図っている。

内閣府と警察庁においては、ストーカー対策の抜本的強化のため、「ストーカー総合対策関係省庁会議」を開催し、警察庁において開催した「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」が26年8月に取りまとめた報告書における提言を踏まえ、被害者支援の取組の在り方等について検討し、27年3月、「ストーカー総合対策」を取りまとめた。また、29年4月、同総合対策を改訂し、関係機関と連携したストーカー被害者支援、加害者の更生に向けた取組等を一層推進している。

内閣府においては、配偶者からの暴力の被害者を相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手しやすくするため、全国統一のダイヤルを設定し、発信地域の情報から最寄りの相談機関の窓口へ電話を自動転送するサービスを実施している。（5-（1）-⑤）

【女性に対する暴力をなくす運動等啓発の実施】〈内閣府〉

毎年11月12日から25日までの間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、女性に対する暴力の根絶に向けて、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が連携して、ポスター及びリーフレットの作成、キャンペーンの実施等の広報啓発活動を展開している。運動期間の初日には、東京タワー及び東京スカイツリーをこの運動のイメージカラーであるパープルにライトアップするほか、全国各地の施設にも運動期間中のパープルライトアップへの参加を呼び掛けている。

女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を実施するため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体職員等を対象として研修を実施している。(5-(1)-⑤)

【性犯罪被害者等に対する支援】〈内閣府〉

性犯罪・性暴力被害者支援交付金により、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置及び運営の安定化を推進し、都道府県による被害者支援に係る取組の充実を図っている。また、性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するため、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援者を対象とした研修を行っている。(5-(1)-⑤)

【若年層を対象とした性的な暴力に係る対策の推進】〈内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省〉

「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」が平成29年5月に取りまとめた「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づき、関係府省庁による連携の下、更なる実態把握、取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等を推進している。また、前記対策において、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、必要な取組を集中的に実施している。(5-(1)-⑤)

【いじめ問題への対応の強化】〈文部科学省〉

平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」(29年3月改定)を策定するとともに、同法及び同基本方針の周知徹底を図っている。

31年度概算要求においては、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期対応、教育相談体制の整備等を実現するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充、SNS等を活用した相談への支援等を内容とする「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」に要する経費を要求しており、地方公共団体におけるいじめ問題等への対応を引き続き支援することを予定している。(5-(1)-⑦)

【登下校時における子供の安全を確保するための対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省〉

平成30年6月、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において策定した「登下校防犯プラン」に基づき、登下校時の防犯対策に係る地域における連携の強化、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、不審者情報等の共有及び迅速な対応、多様な担い手による見守りの活

性化及び子供の危険回避に関する対策の促進といった各種取組を推進している。(5-(1)-④・⑧・⑨)

【生活経済事犯や特殊詐欺に悪用される犯罪インフラ対策の推進】〈警察庁〉

警察においては、特殊詐欺や生活経済事犯の予防及び被害拡大防止のため、携帯電話事業者(MVNO(仮想移動体通信事業者)を含む。)に対し、役務提供の相手方等が、偽造身分証によって契約を行うなど本人確認に依っていないと認められるものや、レンタル携帯電話事業者が、携帯電話貸与の際、本人確認義務違反を行っていたものについて、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供の拒否が行われるよう、情報提供を行っているほか、平成29年度からは、特殊詐欺に使用された電話に対して、繰り返し架電し、警告メッセージを流す警告電話事業を行っている。また、犯罪利用預貯金口座の金融機関への情報提供や犯行拠点の供給遮断に向けた不動産業界との連携等の各種対策を推進している。(5-(2)-②、5-(3)-②・⑥)

【模倣品・海賊版対策の強化】〈内閣府・外務省・経済産業省〉

平成25年に策定した「知的財産政策ビジョン」、30年に策定した「知的財産戦略ビジョン」、及びこれらを踏まえた毎年度の行動計画である「知的財産推進計画」に基づき、模倣品・海賊版の水際や国内での取締り強化、消費者の意識啓発や海外での取締り要請等、関係省庁が一体となって模倣品・海賊版対策を推進している。特に、悪質な海賊版サイトに関しては、30年4月に知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」と併せて決定した「インターネット上の海賊版対策に関する進め方について」に従い、知的財産戦略本部の下に設置したタスクフォースにおいて総合的な海賊版対策について議論を行った。中国に対しては、29年11月の北京及び30年1月の広東省への「知的財産保護官民合同訪中代表団(実務ミッション)」の派遣、29年12月の北京における「日中知的財産権ワーキング・グループ」や同年11月の「日中経済パートナーシップ協議」を通じて、現地当局に対して模倣品・海賊版対策の強化を要請するとともに、知的財産権保護に関して幅広く意見交換を実施するなど、グローバルな知的財産権侵害対策を推進するため、二国間協議や経済連携協定交渉等の機会を活用して、知的財産権保護強化の働き掛けを実施している。(5-(3)-①)

【悪質商法等に対する厳正な処分の実現】〈消費者庁〉

悪質商法等による消費者の財産被害事案について、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、「消費者安全法」に基づく調査を行い、悪質事業者の手口を公表して消費者に対する注意喚起を行っている。また、金融機関に対し、悪質事業者の金銭回収口座の情報を提供し、預金口座を凍結する際の判断材料としてもらうなど、関係機関等に対して情報提供を行っている。

平成30年度においても、特定商取引法について権限委任を行うとともに、指揮監督下にある経済産業局と緊密な連携の下、執行を一元的に実施しており、「消費者基本計画」に基づき、引き続き、悪質事案に対して厳正に対処している。また、悪質事業者への対策を強化するため、罰則の抜本的強化、業務禁止命令の創設等を内容とする「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を第190回通常国会へ提出し、28年5月に成立・29年12月に施行された。(5-(3)-②)

【悪質商法等による消費者被害の防止】〈消費者庁〉

高齢者における消費者被害の増加を踏まえ、地方公共団体等が、関係機関等と情報を共有しつつ、消費生活上特に配慮を要する消費者への見守り活動を行うことができるよう、消費者安全確保

地域協議会を組織できること等を内容とする「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」を第186回通常国会に提出し、平成26年6月に成立・28年4月に施行された。

消費者庁においては、「地方消費者行政強化作戦」（27年3月策定）において人口5万人以上の全市町村で消費者安全確保地域協議会を設置することを目標に掲げ、その取組を推進している。

（5－(3)－③）

【食品に対する消費者の信頼を揺るがす事犯等への対策の強化】〈消費者庁〉

不当表示等に対する行政の監視指導態勢の強化や表示等に関する事業者のコンプライアンス体制の確立等を内容とする「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」を第186回通常国会に提出し、平成26年6月に成立・同年12月に施行された。また、課徴金制度導入を内容とする「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」を第187回臨時国会に提出し、同年11月に成立・28年4月に施行された。（5－(3)－⑤）

【犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担による被害者支援の推進】〈警察庁〉

警察庁において開催した「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」が平成27年4月に取りまとめた報告書における提言を踏まえ、28年度から、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により予算措置するとともに、各都道府県警察に対して施策の適切な実施と予算獲得を指示することにより、被害者支援の一層の推進に努めたところ、30年7月に同制度の全国展開が完了した。（5－(6)－②）

【性犯罪被害相談電話番号の統一化による被害者支援の推進】〈警察庁〉

潜在化しやすい性犯罪の被害者がより相談しやすくなるよう、性犯罪被害に係る相談体制を充実させるため、平成29年8月から、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号の運用を開始した。また、相談体制の更なる充実のため、24時間運用の実施に向けた取組等を推進している。（5－(6)－②）

【犯罪被害者等に関する啓発活動等の推進】〈警察庁〉

犯罪被害者等に対する国民の理解を深めるため、「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日）」に合わせ、中央及び複数の地域で、関係省庁、犯罪被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等と協力し、啓発事業を実施している。（5－(6)－③）

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

【不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進】〈法務省〉

「摘発方面隊」による摘発を推進し、不法滞在者対策に取り組んでいるほか、退去強制令書が発付された者については、チャーター機を活用するなどして安全かつ確実な送還を実施している。他方、一部の国では、退去強制令書が発付されているにもかかわらず、自国民の引取りを拒む例が見られることから、関係機関の理解と協力を得つつ、当該国に対し自国民の引取りを求めていくこととしている。

在留外国人に関する情報の収集・分析に加え、入管法に規定された中長期在留者に係る「事実の調査」や在留資格取消手続の的確な実施等、偽装滞在者対策を推進しているところ、平成29年1月の改正入管法の施行により、在留資格取消手続に係る事実の調査の実施主体に入国警備官が加わっ

たほか、取消事由の拡充、不正に上陸許可等を受けた者に係る罰則の整備がされた。(6-(2)-①)

7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

【地方警察官の増員等の人的基盤の強化】〈警察庁〉

最近の治安情勢を踏まえ、平成27年度から29年度までの3年間で、人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化及び我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化のため、地方警察官(3,000人)の増員を措置した。

また、東日本大震災に関し、26年度から29年度までの増員に引き続き、30年度において、居住制限区域等におけるパトロール機能の強化のため、地方警察官(170人)の増員を措置した。

さらに、31年度において、災害等の緊急事態への対処体制の強化のため、警察庁に警備運用部を設置すること等を要求しているほか、26年度から30年度までの増員に引き続き、31年度において、国際テロ対策の強化、サイバー空間の脅威への対処能力の強化等のため、警察庁職員(155人)の増員を要求している。(7-(1)-①)

【治安関係機関の増員等の人的基盤の強化】〈法務省・公安調査庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁〉

法務省では、平成26年度から30年度までの増員に引き続き、31年度において、検察庁職員(267人)、矯正官署の職員(刑事施設395人、少年院50人及び少年鑑別所26人)、更生保護官署の職員(保護観察所77人)、出入国在留管理庁の職員(585人)及び公安調査局等の職員(82人)の増員を要求している。

財務省では、26年度から30年度までの増員に引き続き、31年度において、テロ対策を含む水際取締体制の強化等のため、税関職員(429人)の増員を要求している。

厚生労働省では、26年度において、危険ドラッグ対策における取締体制の強化のため、麻薬取締官(地方厚生局29人)の緊急増員を措置した。また、31年度において、密輸対策の強化等のため、麻薬取締官(地方厚生局17人)の増員を要求している。

海上保安庁では、26年度から30年度までの増員に引き続き、31年度において、戦略的海上保安体制の構築及び国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化へ対応するため、海上保安官(429人)の増員を要求している。(7-(1)-②)

【生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備】〈警察庁・海上保安庁〉

警察庁では、平成31年度において、交番等における安全確保の一層の強化を目的とした交番用防犯カメラ緊急通報モデル事業、交番・駐在所への催涙スプレー配備、新型拳銃入れの整備及び職務執行能力向上のための映像射撃訓練用映像の作成に要する経費(計548百万円)のほか、警察用車両、航空機、船舶及び装備資機材の整備に要する経費(7,026百万円)を要求している。

海上保安庁では、31年度において、戦略的海上保安体制の構築及び国民の安全・安心を守る業務基盤の充実・強化のため、巡視船艇等及び航空機の整備に要する経費(51,229百万円)を要求している。(7-(1)-③)

【重要無線通信妨害対策の推進】〈総務省〉

重要無線通信妨害事案の発生時の対応強化のため、申告受付の夜間・休日の全国一元化を継続し

て実施するとともに、妨害原因排除のための迅速な出動体制を維持している。(7-(1)-⑪)

【死因究明体制の強化】〈内閣府・警察庁・厚生労働省・海上保安庁〉

平成24年10月から、死因究明等推進会議決定に基づく死因究明等推進計画検討会を18回開催し、26年4月に最終報告書を取りまとめ、同年6月、死因究明等推進会議において死因究明等推進計画の案を作成し、死因究明等推進計画を閣議決定した。また、「死因究明等の推進に関する法律」失効後の政府における施策の推進体制について、同年9月、閣議決定するとともに、内閣府に死因究明等施策推進室を設置し、関係省庁との連絡会議を定期的で開催するなど、関係省庁間の緊密な連携・協力を図っている。さらに、関係省庁と連携して、関係機関・団体等に対し、地方の状況に応じた死因究明等施策の検討を目的とした、死因究明等推進協議会（仮称）設置の協力を依頼し、これまでに33都道府県において設置された。

警察においては、検視官の体制整備等により、25年に62.7%であった検視官の臨場率が、29年に78.9%まで向上し、海上保安庁においては、23年から30年までに検視等を担当する鑑識官を59部署に配置して現場臨場できる体制を整備したほか、厚生労働省においては、検案能力向上を目的とする講習会について、26年度から日本医師会に委託して研修内容の充実及び複数の開催を実施するなど、死因究明等推進計画に掲げられている施策を推進している。(7-(1)-⑫)

【客観的な証拠収集方法の整備】〈警察庁・法務省〉

平成26年4月、犯罪関連情報の更なる有効活用を図るとともに、捜査支援のための各府省庁や民間企業への働き掛けにおける取りまとめ機能を強化するため、警察庁に捜査支援分析管理官を新設するとともに、同年度及び27年度において、警察庁では、DNA型鑑定の的確な実施及びDNA型データベース拡充のため、警察庁職員（26年度：20人、27年度：16人）の増員を措置した。また、31年度において、DNA型鑑定期盤の強化に要する経費（4,275百万円）を要求するとともに、同年度の地方財政計画において、DNA型鑑定期盤支援業務従業者の導入に要する経費が盛り込まれるよう要求を行っている。

また、31年度において、法務省では、検察庁におけるデジタル・フォレンジックに要する経費を始めとした客観的な証拠収集方法の整備に要する経費（1,124百万円）を要求している。(7-(2)-②)

【犯罪の取締りのための情報技術解析体制の強化】〈警察庁〉

警察庁では、平成26年1月から、インターネットとの接続点に設置したセンサーにおいて検知したアクセス情報等の集約・分析能力を強化したリアルタイム検知ネットワークシステムを運用している。このシステムにより分析した結果をインターネット観測結果として重要インフラ事業者等へ情報提供しているほか、警察庁ウェブサイト「@police」で広く一般に公開しており、30年9月には、仮想通貨採掘の機能を有する不正プログラムの感染活動等の分析結果を同ウェブサイトで公開し、適切な被害防止対策を講ずるよう注意喚起を行った。(7-(2)-③)

また、デジタル・フォレンジックに係るノウハウ・技術の蓄積、技術力の向上等を推進するため、「アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議」を毎年度開催しており、30年度には、アジア太平洋州地域の国等の情報技術解析担当官やサイバー犯罪捜査官のほか、この分野で先進的な取組を行う外国の法執行機関、学術機関等が参加し、情報技術解析の高度化・効率化やサイバー犯罪対策に係る国際連携及び官民連携に関する発表・討議、情報技術解析に関する演習等を実施した。

(7-(2)-③)

【携帯電話のGPS位置情報に係る捜査の実効性の確保】〈警察庁・総務省〉

携帯電話のGPS機能を利用した位置情報の取得について、捜査の実効性確保の要請を踏まえ、総務省の研究会において検討を行い、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正を行った。(7-(3)-①)